

滋賀県議会だより



No.65

編集・発行／滋賀県議会

11月定例会の概要

滋賀県議会は、11月定例会を11月29日から12月26日までの28日間の会期で開きました。

11月定例会では、「滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案」を始めとする議員提出議案7件と「平成24年度滋賀県一般会計補正予算(第5号)」を始めとする知事提出議案47件が上程されました。

これらを審議した結果、いずれも原案のとおり可決、承認または同意したほか、9月定例会において継続審議とされていた「平成23年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて」ほか3件を認定しました。

また、各委員会では、付託された各議案、請願その他所管事項について審査および調査を行いました。

●平成24年度一般会計補正予算を可決

国の経済対策に伴う公共事業費などを盛り込んだ一般会計補正予算を可決しました。

補正予算には、土地改良や河川関係の公共事業費、子育て支援にかかる環境整備費、原子力災害時の放射性物質の拡散状況を予測する国のシステム「SPEEDI」の予測結果を受信するための設備整備費など2億4,000万円、国の経済危機対策により設立した基金の積み増し、河川関係などの公共事業費や介護福祉士等の養成・確保のための事業費の追加など45億1,306億円が計上されています。

●滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例案を可決

中小企業の活性化を推進することにより、本県経済と社会の発展に寄与することを目的として、中小企業の活性化に関する基本理念や施策の基本となる事項を定めた「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例案」を可決しました。

●知事と国政政党の役職の兼務解消を求める決議案を可決

知事に対し、速やかに知事と国政政党の役職の兼務を解消することを強く求める決議案を、賛成多数で可決しました。

知事と国政政党の役職の兼務解消を求める決議(抜粋)

知事職は激務であり、諸会合については、現状でも副知事の代理出席とならざるをえないところ、今後も政党用務が続くことになれば、知事本人の出席の機会が更に少なくなり、県民の期待に応えられなくなるとともに、庁内執務についても、十分な協議のための時間確保が困難となり、県政運営に支障を来すことが予想される。

また、国会および県議会が政党を中心として構成、運営されていることからすれば、知事とその重要な役職に就き、特定の政党色を鮮明にすることは、得られる効果よりも県益を損ねることの方がはるかに多いと危惧される。

もとより、知事の政治活動が禁止され、または執務時間が拘束されているものではないことは当然であるが、滋賀県民141万人の明日を預かる知事として、今回の両者の兼務は、あまりにも異常な事態である。

よって、本議会は、嘉田由紀子知事に対し、速やかに知事と国政政党の役職の兼務を解消するよう、強く求める。



提案説明



採決

11月定例会における 質疑・質問から

知事の政治姿勢

問 国政政党の党首には、国全体、国民全体の利益が実現されるよう、考え、行動することが求められます。

一方、知事には、他府県ではなく、県民の利益が最大限に実現されるよう、考え、行動する義務と責務があります。国益と県益がぶつかる場合や他府県と本県の利益が相反する場合、党首と知事の立場をどのように使い分け、どちらの利益を優先させ、どのような行動をとられるのでしょうか。

県民は、国政ではなく、滋賀県政を運営するリーダーとして、嘉田知事を選挙で選びました。山積する県政課題の解決も未だ途上であるにもかかわらず、国政に関する責任は、県民への裏切りであるとの声が出ても仕方ありません。知事は、県民や市町長に、どのように説明されるのか伺います。

答 国政では見えない政策を地方自治の現場から提案でき、国や他府県に反映できると考えています。

国政政党の代表を兼ねることとは、県政の課題を解決するという、知事の責務を果たすことにもなると考えています。県民への説明がないまま、新党を立ち上げましたが、私の思いを理解いただきたいと考えています。

問 県民目線からすれば、公務と党務の兼務には無理があります。党務は休日と夜間に行うという知事の発言と、その後の結果には大きな違いがあり、これでは県政に影響がないとは言えません。公務を優先して、県民のために働くことは、物理的に不可能ではないですか。知事と党首の活動が同時に競合すれば、どちらを優先するのでしようか。

二つの顔のある人が場当たりの発言をすれば、関係者は混乱し、政治色を前面に出せば、滋賀県そのものが政策的に偏重していると国に受けとられます。同一人物が中立的立場に立ちつつ、党の主張をすることは困難と考えますが、知事の言われる使い分けが現実に行えるのか伺います。

答 今回の選挙は例外であり、今後は、インターネットや電話などで公務と党務を使い分け、ともに遂行できるようにします。自分の睡眠時間を削りながら対応しています。あくまで軸足は滋賀県であり、知事の公務を優先します。

問 知事には、各種会議や行事への参加、県庁組織トップとしての政策立案や協議など様々な公務があることは言うまでもありません。また、有事の際には指揮命令を担う司令塔でもあります。知事と国政政党の党首の兼職は、政治的、法律的、物理的な様々な限界があり、知事職がおろそかになることが予測され、県民の利益につながらないと危惧します。知事と党首を、兼職する効果と県政への影響について伺います。

また、これまでは滋賀県の要望に対し、国も耳を傾げざるを得ませんでした。野党の党首という肩書きが付くことになれば、国の対応も異なることが予想され、滋賀県への不利益になることが危惧されます。知事は、党首との兼職のメリットを強調していますが、それ以上のデメリットをどのように認識しているのか伺います。



答 滋賀県で行ってきた雇用政策や子供政策をマスコミや遊説を通じて全国に訴えることができました。滋賀県の存在感をローカルからナショナルに示せたと思います。

国への政策提案については、これまでどおり、国においても真摯な対応をしてもらえると考えています。

平成25年度予算編成方針

問 平成25年度予算編成の基本的な考え方において、県は「財政構造改革は一定の成果が現れている面もありますが、依然として巨額の財源不足が発生し、その拡大が懸念されている。」としています。

答 平成25年度においては、行財政改革方針において、155億円の財源不足を見込んでいます。

歳出面においては、事業費や人件費の見直し、歳入面においては、財政調整基金の発行や財政調整基金の取り崩し、県有財産の売却等により歳入歳出面での対応を行うこととしています。

今後においては、財源不足の拡大も懸念される中でありますが、予算編成の中で的確に対応したいと考えています。

防災・減災対策

問 国は、今年の10月末に原子力災害対策指針を策定し、緊急防護措置を準備すべき区域（UPZ）をおおむね30kmに拡大しました。これに併せて、これまで立地県内での枠組みであった被害地元と電力事業者の安全協定を国が示す30kmに拡大することは、原子力事業者の社会的責任の観点から当然のことです。

しかし、事業者が長浜市との安全協定の締結を今なお渋ることに對して不信感を抱く住民が多く、事業者の姿勢が問われています。

原子力発電に対する安全性を担保するためには、新たな安全対策の仕組みの構築が必要と考えますが、所見を伺います。

答 任意の取組である安全協定以外に明確な形での仕組みが存在しないという現状は、制度として必ずしも十分ではありません。

新たな連携協力体制の在り方について、国に對して引き続き強く働きかけたいと考えています。

中小企業

問 中小企業は日本経済の根幹であり、滋賀県においても経済・暮らしの担い手であると言って過言ではありません。

中小企業の活性化の推進に関する条例が県民の期待に答え、実効性のある条例となるためには、県と市町の連携強化はなくてはならないものと考えます。特に、市町による振興施策が不可欠です。

現場に最も近い市町との連携を条例でどのように位置付け、どのように進めていこうとしているのか伺います。

答 中小企業の活性化の推進に関する条例は、市町が中小企業の活性化のための施策を策定・実施するに当たって、必要な情報提供、助言、支援を行うことを県の責務として規定しています。

また、市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる旨も規定しています。今後も様々な機会をとらえて、市町の中小企業活性化施策を支援したいと考えています。

任意の取組である安全協定以外に明確な形での仕組みが存在しないという現状は、制度として必ずしも十分ではありません。

教育

問 働きながら学ぶ生徒や職業系専門学科を希望する生徒が減少する中、多様なニーズを持った生徒が増加するなど、定時制・通信制課程の役割が大きく変化しています。こうした現状や課題に對する対応は、県立高等学校の再編による教育環境の整備が必要となつています。

再編に当たっては、地域の実情に配慮し、計画的な予算措置を行い、計画内容を周知して発展的に再編を進めることが大切であると考えますが、教育環境の在るべき姿について、所見と対応を伺います。

答 高校に入学を希望する全ての子どもたちが、どの地域においても主体的に学校を選択できる状況をつくることこそが、社会の変化を見据えた教育環境の在るべき姿と考えます。

このような教育環境を少しでも早く提供するため、県立高等学校再編計画を12月中旬に策定し、対象校の教育方針、教育目標、教育課程等について検討を進めるとともに、必要な予算の確保に努めたいと考えています。



新生美術館・美の滋賀

問 新生美術館構想が持ち上がったときでしたが、現在の近代美術館の運営理念を基本から見直し、再スタートしなければならぬほど、県立近代美術館を取り巻く状況は激変したのでしょうか。

琵琶湖文化館の老朽化と預かっての仏像などの収蔵問題が喫緊の課題となつたことが発端となつて新生美術館計画が持ち上がり、その流れの中に、突然、アール・ブリュットが加わり、「美の滋賀」というキャッチフレーズが歩き出したように感じています。施設が不要とは言いませんが、文化の発信にはまず「箱モノ」が必要という発想になるのでしょうか。

また、近代美術、仏像、アール・ブリュットの3分野を一室に集める施設をつくるのは理解しにくいとの意見もあります。

現在進めている計画は、時期、費用、内容等を含めてベストと考えているのか伺います。

答 内容、時期、費用など、計画の全体を示す中で、様々な意見をいただいています。

今後、その意見を踏まえながら、より良い計画となるよう、更に検討を進めたいと考えています。

任意の取組である安全協定以外に明確な形での仕組みが存在しないという現状は、制度として必ずしも十分ではありません。

11月定例会で審議した主な議案

議案番号	件名	結果
(議員提出) 会第6号	滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案	可決
会第7号	滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則案	可決
会第8号	滋賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案	可決
(知事提出) 議第135号～議第138号	平成23年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて ほか3件	認定
議第160号～議第162号	平成24年度滋賀県一般会計補正予算(第5号) ほか2件	可決
議第163号～議第176号	滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例案 ほか13件	可決
議第177号～議第188号	滋賀県母子家庭等日常生活支援事業に係る負担金および延滞違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて ほか11件	可決
議第189号～議第190号	専決処分につき承認を求めることについて(控訴の提起について) ほか1件	承認
議第191号～議第196号	平成24年度滋賀県一般会計補正予算(第6号) ほか5件	可決
議第197号	滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例案	可決
議第198号	平成24年度滋賀県一般会計補正予算(第7号)	可決
議第199号～議第202号	滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案 ほか3件	可決
議第203号～議第206号	滋賀県採用委員会委員の任命につき同意を求めることについて ほか3件	同意

11月定例会で審議した決議・意見書

番号	件名	結果
決議第4号	知事と国政政党的役割の兼務解消を求める決議案	可決
意見書第24号	防災・減災体制再構築推進基本法(仮称)の制定を求める意見書案	可決
意見書第25号	メタンハイドレートの実用化を求める意見書案	可決
意見書第26号	生活保護に関する意見書案	可決

議会のお知らせ

- 滋賀県議会ホームページ、Twitter(ツイッター)

議会ホームページでは、定例会情報、議員紹介、会議録検索のほか、各常任委員会や特別委員会の活動状況などを掲載しています。

滋賀県議会ホームページ <http://www.shigaken-gikai.jp/>
Twitter(ツイッター)により議会の開催等の情報を発信しています。

滋賀県議会ツイッター(アカウント名 @shigakengikai)
- テレビ放送の御案内

本年度から、びわ湖放送で県議会広報番組「県議会ダイジェスト」を放送しています。各定例会の代表質問と一般質問の模様を、解説を交えて約1時間にわたり放送しています。どうぞ御覧ください。

<2月定例会の予定>

2月19日(火) 代表質問	2月22日(金) 一般質問	2月25日(月) 一般質問
2月26日(火) 一般質問	2月27日(水) 一般質問	各日の夜に放送予定です。

この印刷物は古紙パルプを配合しています